

貸 借 対 照 表

事業者名：九電みらいエナジー株式会社

平成30年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,109,045	流動負債	3,494,115
現金及び預金	4,419,264	買掛金	45,398
売掛金	902,652	1年以内返済予定長期借入金	2,414,716
リース債権	515,371	リース債務	21,077
リース投資資産	67,196	未払金	588,212
繰延税金資産	38,687	未払費用	359,319
その他	165,873	未払住民税及び事業税	51,558
		その他	13,832
固定資産	26,990,454	固定負債	22,926,256
有形固定資産	20,772,790	長期借入金	22,394,223
建物	174,670	リース債務	295,090
構築物	1,318,488	退職給付引当金	83,356
機械装置	16,445,757	資産除去債務	153,585
リース資産	303,897		
建設仮勘定	2,509,215	負債合計	26,420,371
その他	20,760	株主資本	6,679,128
無形固定資産	26,131	資本金	2,069,550
投資その他の資産	6,191,533	資本剰余金	2,069,550
投資有価証券	498,887	資本準備金	2,069,550
関係会社株式	3,739,300	利益剰余金	2,540,028
その他の関係会社有価証券	1,302,916	その他利益剰余金	2,540,028
長期前払費用	567,122	繰越利益剰余金	2,540,028
繰延税金資産	39,747		
その他	43,559		
		純資産合計	6,679,128
資産合計	33,099,500	負債・純資産合計	33,099,500

損 益 計 算 書

事業者名：九電みらいエナジー株式会社

〔 平成 2 9 年 4 月 1 日から 〕
〔 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5, 223, 753
売上原価		3, 239, 685
売上総利益		1, 984, 067
販売費及び一般管理費		889, 258
営業利益		1, 094, 808
営業外収益		
受取保険金	71, 475	
その他	14, 188	85, 663
営業外費用		
支払利息	273, 238	
その他	37, 912	311, 151
経常利益		869, 320
税引前当期純利益		869, 320
法人税、住民税及び事業税	252, 502	
法人税等調整額	△2, 578	249, 923
当期純利益		619, 396

株主資本等変動計算書

事業者名:九電みらいエナジー株式会社

平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	669,550	669,550	669,550	1,920,631	1,920,631	3,259,731	3,259,731
当期変動額							
新株の発行	1,400,000	1,400,000	1,400,000			2,800,000	2,800,000
当期純利益				619,396	619,396	619,396	619,396
当期変動額合計	1,400,000	1,400,000	1,400,000	619,396	619,396	3,419,396	3,419,396
当期末残高	2,069,550	2,069,550	2,069,550	2,540,028	2,540,028	6,679,128	6,679,128

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

② 無形固定資産 定額法

③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式(串間ウインドヒル株式会社) 2,877,400 千円

その他関係会社有価証券(豊前ニューエナジー合同会社) 1,301,896 千円

投資有価証券(合同会社レナトス相馬ソーラーパーク) 393,887 千円

投資有価証券(七ツ島バイオマスパワー合同会社) 105,000 千円

計 4,678,183 千円

上記資産は、当該出資先の借入金等の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,389,658 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 589,308 千円

短期金銭債務 216,772 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,964,668 千円

営業費用 846,595 千円

営業取引以外の取引による取引高 12,998 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 82,782 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、資産除去債務、未払賞与及び退職給付引当金であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、リース債権及びリース投資資産に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況調査等により、リスク低減を図っております。

借入金の使途は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれの差額については、次のとおりであります。(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	4,419,264	4,419,264	—
(2) 売掛金	902,652	902,652	—
(3) リース債権	515,371	528,559	13,188
(4) 買掛金	(45,398)	(45,398)	—
(5) 未払金	(588,212)	(588,212)	—
(6) 未払住民税及び事業税	(51,558)	(51,558)	—
(7) 長期借入金	(24,808,940)	(26,104,282)	(1,295,342)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払住民税及び事業税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 投資有価証券(貸借対照表計上額498,887千円)、関係会社株式(貸借対照表計上額3,739,300千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額1,302,916千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項に含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	九州電力(株)	被所有 直接100%	電気の販売等 役員の兼任 出向者の受入	太陽光発電による電 気の販売等(注1)	3,685,508	売掛金	384,479
				出向者給与(注2)	739,286	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格条件は、電気の販売については、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づいており、その他の取引については、過去の業務実績等に基づき当社が見積価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

価格以外の取引条件は、一般的取引と同様に決定しております。

(注2) 出向者給与の負担額は、協議の上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	串間ウインドヒル (株)	所有 直接51%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	2,877,400	—	—
関連会社	豊前ニューエナ ジー(同)	所有 直接27%	役員の派遣	担保の提供(注1)	1,301,896	—	—
				増資の引受(注2)	350,677	—	—
関連会社	ソヤノウッドパ ワー(株)	所有 直接32.2%	役員の兼任	出資の引受(注3)	390,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該出資先の借入金等に対して当社が保有する株式又は社員持分を担保に供しております。

(注2) 豊前ニューエナジー(同)が実施した出資者割当増資を当社が引き受けたものであります。

(注3) ソヤノウッドパワー(株)の設立に伴い当社が1株につき50,000円を出資を引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	(株)キャピタル・キューデン	なし	資金の預入・引出 資金の借入・返済	資金の預入・引出 (注2)	△1,702,617	預け金 (注1)	126
				利息の受取	170		
				借入金の返済	72,000	1年以内返済予定長期 借入金 (注3)	778,000
				利息の支払	3,421		
親会社の子会社	西日本技術開発(株)	なし	発電所の設備設計 役員の兼任	発電設備の設計・ 調査委託(注4)	333,519	未払金	176,301
親会社の子会社	西技工業(株)	なし	発電所の建設工事 役員の兼任	発電所敷地の造成 工事(注4)	247,785	未払金	-
親会社の子会社	西日本プラント工業(株)	なし	発電所の建設工事	発電設備の据付・ 設置工事(注4)	86,950	未払金	5,691
親会社の子会社	ニシム電子工業(株)	なし	発電所の建設工事	発電設備の据付・ 設置工事(注4)	23,300	未払金	2,008

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 預け金は、親会社並びにその関係会社の資金を一元化して効率活用することを目的とする「キャッシュマネジメントサービス」によるものであり、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 資金の預入・引出の取引金額は純額で表示しております。

(注3) 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 価格その他の取引条件は、過去の業務実績等に基づき見積価格の提示を受け、価格交渉の上で決定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	80,683 円	35 銭
(2) 1株当たり当期純利益	19,450 円	36 銭

9. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、太陽光発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約に従い期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、支出発生までの見込期間は契約日より10年から20年、割引率は使用開始日時点の長期国債利回りを採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	151,591 千円
当期の増加額	187 千円
時の経過による調整額	1,805 千円
期末残高	<u>153,585 千円</u>

② 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、地熱バイナリー発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約等に従い期間終了時に原状回復する義務を有しております。

しかし、現時点では地権者等との関係等を考慮すると、当社が単独で当該資産の利用終了を判断することは困難であり、当該資産は恒久利用を前提としていることから、原状回復義務の履行時期を予測することができず、かつ、原状回復義務を負担しない可能性が高いものもあります。

従いまして、当該原状回復義務の履行時期や発生可能性を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

また、当社は、太陽光発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約に従い期間終了時に原状回復する義務を有しております。

しかし、一部の契約については、太陽光発電事業資産の使用状況を踏まえると、賃借期間を予測することが困難なものや原状回復義務を負担しない可能性が高いものがあります。

これらの契約に関しては、原状回復義務の履行時期や発生可能性を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。